

日本がん看護学会誌査読体制

2022年7月5日改正

1. 査読体制

査読体制は、専任査読者、担当編集委員、編集委員長・副委員長（責任編集者）、編集室から構成される。

2. 専任査読者の選出

1) 選出基準

専任査読者は学会員とし、以下の要件をすべて満たすものとする。

(1) 修士以上の学位を有している。

(2) 過去10年間で査読のある雑誌・学術誌に論文（原著、研究報告、総説）が掲載されたことがある。（筆頭著者が望ましい。）

(3) Web上での査読業務が遂行できる。

2) 任期

専任査読者の任期は2年とする。再任は妨げないが、2年ごとに編集委員会で検討し、理事会で承認を得る。なお、任期途中で心身の不調等のために役割を遂行できない事由が発生した場合は、速やかに編集委員長（編集室）に辞任を申し出る。編集委員長は編集委員会に付議して承認の可否を決定する。

3. 専任査読者の役割

専任査読者は、投稿論文を「日本がん看護学会誌査読指針」を用いて評価し、査読結果を担当編集委員に提出することにより編集委員会に掲載可否の判断材料を与える。

4. 担当編集委員の役割

担当編集委員は、専任査読者とともに、論文をよりよいものにしていく観点から査読プロセスをすすめる。査読結果の集約、責任編集者に対する査読報告および掲載可否についての評価、投稿者に対する査読結果報告案の作成を行う。

5. 責任編集者の役割

責任編集者は、担当編集者とともに専任査読者を決定する。査読結果及び担当編集委員からの掲載可否についての評価をもとに、掲載可否について最終決定を行う。

6. 編集室の役割

編集室は、投稿に関する窓口業務、担当編集委員および責任編集者との連絡、論文公開に関する窓口業務を行う。

7. 論文に対する担当編集委員および専任査読者の選出

- 1) 責任編集者は、投稿論文に関し、適切と思われる編集委員に担当を依頼する。
- 2) 担当編集委員は、投稿論文に対し、適切と思われる専任査読者2名に査読を依頼する。
- 3) 専任査読者の決定においては、査読可能な研究方法や研究テーマに基づき、原則として1名は教育・研究者から、もう1名は臨床に従事している者から選出する。
- 4) 査読者の判断が大きく割れた場合など、第3の査読者をたてることもある。
- 5) 担当編集委員および専任査読者の選出にあたっては、公平性を確保するため、著者（共著者を含む）および謝辞に記載されている者、著者との間に業務上の直接的な利害関係がある者、公平に審査できない立場にある者については除外する。

2020年11月15日作成

2022年7月5日一部改正